

住民説明会

水道料金の改定について

令和8年（2026年）2月 南知多町水道課

本日の内容

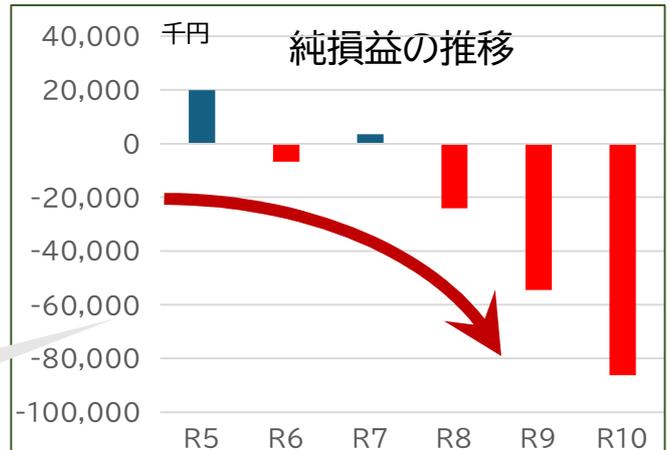
概要	02
01 改定の内容	03
適用時期と、新しい水道料金について	
02 改定の背景	09
なぜ料金の見直しが必要なのか	

水道料金の改定について 概要

なぜ料金の見直しが必要なのか？

- ▶ 令和6年度決算では
約7百万円の純損失(赤字)
が発生し、その後も赤字が拡大する
見込みだからです

このままでは経営破綻状態に…



→なぜ赤字になってしまうのか、水道事業に関する数字の移り変わりを見てみましょう



水道事業の経営がきびしい現状に

- ポイント1 水道を使う人が少しずつ減ってきている
- ポイント2 料金収入が減ってきている ※25年間水道料金の値上げをしてこなかった
- ポイント3 県から買う水の料金が値上げされ、出費が減らない

水道料金の計算方法（現在）

01 改定内容

13口径の1か月使用金額（税抜）
（円）

ご請求額 =
基本料金 + メーター使用料 + 超過料金

超過料金

使用した水量に応じて変動します。使用水量が増えるほど、単価は高くなります。

基本料金 + メーター使用料

使用した水量に関係なく固定でかかります。



■ 基本料金+メーター使用料 ■ 超過料金

新・水道料金表（案） ※税抜

01 改定内容

現行料金

口径	メーター使用料 + 基本料金	超過料金（1 m ³ あたり）		
		1～10m ³ まで	11～20m ³ まで	21m ³ 以上
13口径	1,276円			
20口径	1,315円			
25口径	1,353円		③	
30口径	1,381円	0円/m ³	141円/m ³	225円/m ³
40口径	1,400円			
50口径	1,848円	②		
75口径	2,115円			
100口径	2,362円			

①

新料金(案)

口径	基本料金	水量料金（1 m ³ あたり）			
		1～10m ³ まで	11～20m ³ まで	21～50m ³ まで	51m ³ 以上
13口径	1,492円				
20口径	1,750円				
25口径	2,482円				
30口径	2,992円	30円/m ³	159円/m ³	255円/m ³	293円/m ³
40口径	3,810円				
50口径	5,871円				
75口径	8,075円				
100口径	11,106円				

① 口径別基本料金の導入

② 基本水量の廃止

③ 料金バランスの見直し

【参考】 1 か月あたりの水道使用料（基本料金+水量料金・税抜）

【13口径】

使用水量 (1か月あたり)	現行水道料金	改定後
0m ³	1,276円	1,492円 (+216円)
10m ³	1,276円	1,792円 (+516円)
20m ³	2,685円	3,382円 (+697円)
30m ³	4,940円	5,932円 (+992円)
40m ³	7,195円	8,482円 (+1,287円)
50m ³	9,449円	11,032円 (+1,583円)
100m ³	20,722円	25,682円 (+4,960円)
250m ³	54,540円	69,632円 (+15,092円)
500m ³	110,904円	142,882円 (+31,978円)

【20口径】

使用水量 (1か月あたり)	現行水道料金	改定後
0m ³	1,315円	1,750円 (+435円)
10m ³	1,315円	2,050円 (+735円)
20m ³	2,724円	3,640円 (+916円)
30m ³	4,978円	6,190円 (+1,212円)
40m ³	7,233円	8,740円 (+1,507円)
50m ³	9,487円	11,290円 (+1,803円)
100m ³	20,760円	25,940円 (+5,180円)
250m ³	54,578円	69,890円 (+15,312円)
500m ³	110,942円	143,140円 (+32,198円)

【25口径】

使用水量 (1か月あたり)	現行水道料金	改定後
0m ³	1,353円	2,482円 (+1,129円)
10m ³	1,353円	2,782円 (+1,429円)
20m ³	2,762円	4,372円 (+1,610円)
30m ³	5,016円	6,922円 (+1,906円)
40m ³	7,271円	9,472円 (+2,201円)
50m ³	9,525円	12,022円 (+2,497円)
100m ³	20,798円	26,672円 (+5,874円)
250m ³	54,616円	70,622円 (+16,006円)
500m ³	110,980円	143,872円 (+32,892円)

【参考】 1 か月あたりの水道使用料（基本料金+水量料金・税抜）

【30口径】

使用水量 (1か月あたり)	現行水道料金	改定後
0m ³	1,381円	2,992円 (+1,611円)
10m ³	1,381円	3,292円 (+1,911円)
20m ³	2,790円	4,882円 (+2,092円)
30m ³	5,045円	7,432円 (+2,387円)
40m ³	7,299円	9,982円 (+2,683円)
50m ³	9,554円	12,532円 (+2,978円)
100m ³	20,826円	27,182円 (+6,356円)
250m ³	54,645円	71,132円 (+16,487円)
500m ³	111,008円	144,382円 (+33,374円)

【40口径】

使用水量 (1か月あたり)	現行水道料金	改定後
0m ³	1,400円	3,810円 (+2,410円)
10m ³	1,440円	4,110円 (+2,710円)
20m ³	2,809円	5,700円 (+2,891円)
30m ³	5,064円	8,250円 (+3,186円)
40m ³	7,318円	10,800円 (+3,482円)
50m ³	9,573円	13,350円 (+3,777円)
100m ³	20,845円	28,000円 (+7,155円)
250m ³	54,664円	71,950円 (+17,286円)
500m ³	111,027円	145,200円 (+34,173円)

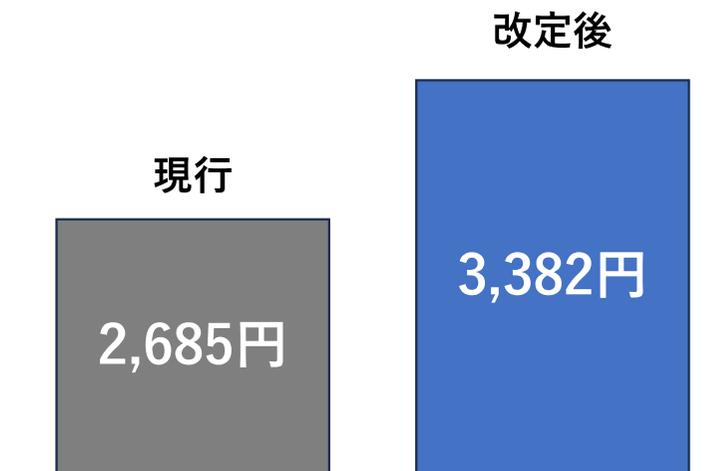
【50口径】

使用水量 (1か月あたり)	現行水道料金	改定後
0m ³	1,848円	5,871円 (+4,023円)
10m ³	1,848円	6,171円 (+4,323円)
20m ³	3,257円	7,761円 (+4,504円)
30m ³	5,512円	10,311円 (+4,799円)
40m ³	7,766円	12,861円 (+5,095円)
50m ³	10,021円	15,411円 (+5,390円)
100m ³	21,294円	30,061円 (+8,767円)
250m ³	55,112円	74,011円 (+18,899円)
500m ³	111,475円	147,261円 (+35,786円)

【75口径】

使用水量 (1か月あたり)	現行水道料金	改定後
0m ³	2,115円	8,075円 (+5,960円)
10m ³	2,115円	8,375円 (+6,260円)
20m ³	3,524円	9,965円 (+6,441円)
30m ³	5,778円	12,515円 (+6,737円)
40m ³	8,033円	15,065円 (+7,032円)
50m ³	10,287円	17,615円 (+7,328円)
100m ³	21,560円	32,265円 (+10,705円)
250m ³	55,378円	76,215円 (+20,837円)
500m ³	111,742円	149,465円 (+37,723円)

口径13mm・1か月の使用水量20m³の場合



差額(ご負担増)
+697円/月
(税抜)

- ① 基本料金 1,492円
- ② 水量料金 $10\text{m}^3 \times 30\text{円} + 10\text{m}^3 \times 159\text{円} = 1,890\text{円}$
- ① + ② = 3,382円 (税抜)

今後のスケジュール

01 改定内容

令和8年2月 住民説明会

【開催日】 2/9（月）日間賀島
2/12（木）篠島
2/19（木）役場本庁

水道料金改定についてご理解をいただくための説明会を開催します。

令和8年3月 議会(予定)

水道料金を改定するための条例改正案を議会に提出します。



~令和8年9月 周知期間

広報やホームページなどを通じて、改定内容について丁寧にご説明してまいります。



令和8年10月より新料金適用開始



令和11年度頃 フォローアップ

改定後3年を目処に収支状況を検証し、必要に応じて料金のあり方を再度検討します。



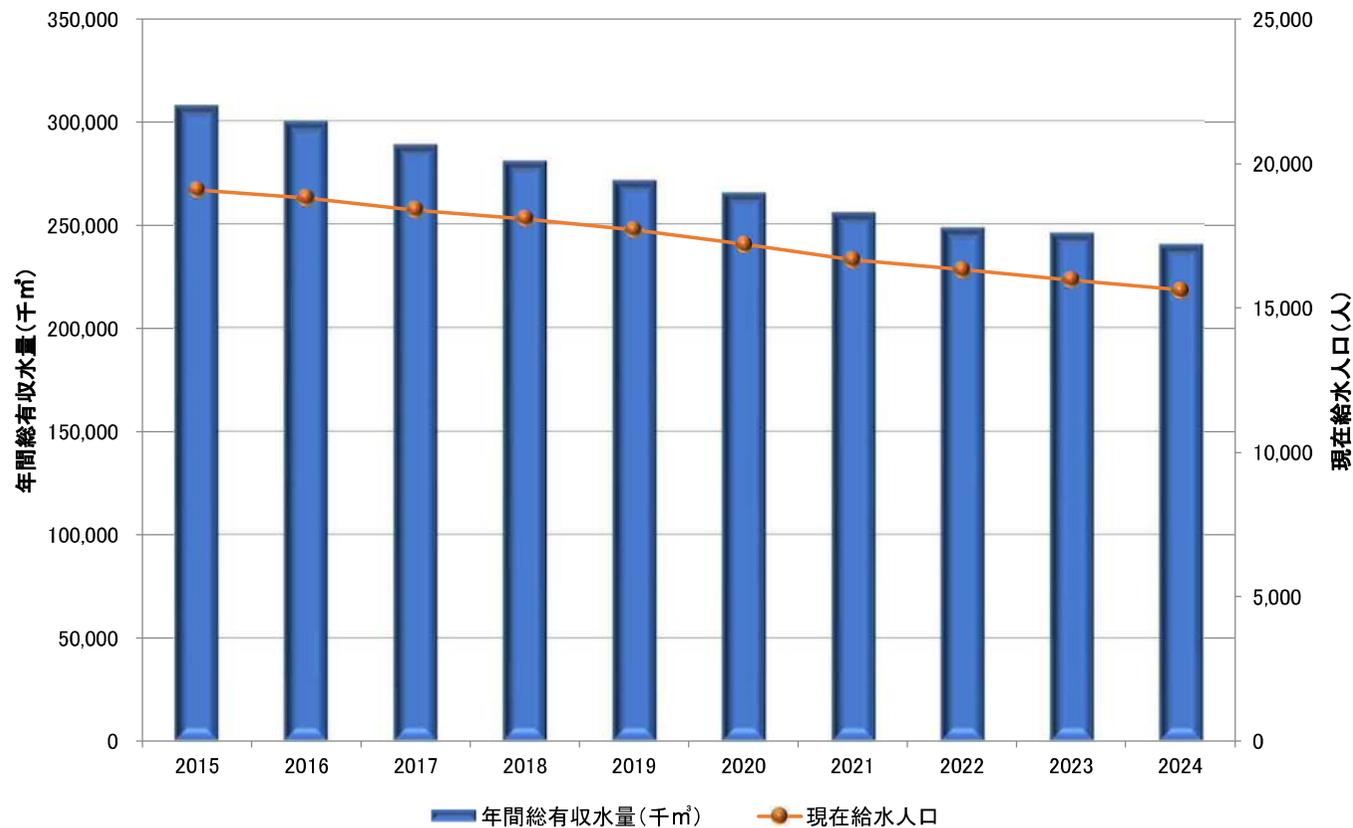
	A地区	B地区	
	内海・山海・豊浜（中洲・半月・中村・初神）	豊浜（左記以外）・大井・片名・師崎・篠島・日間賀島・佐久島	
8月	11月請求分 ★ 請求時期	12月請求分 ★	直近の検針日が 9月以前 ↓ 旧料金
9月			
10月	1月請求分 ★	2月請求分 ★	直近の検針日が 10月以降 ↓ 新料金
11月			
12月			
1月			
2月			

使用期間（2カ月）

直面している課題①：人口減少と水需要の低下

02 改定の背景

給水人口と有収水量の推移(過去10年間)



給水人口

約18%減少

(約19,000人 → 約15,600人)



有収水量

約22%減少

節水機器の普及も一因



料金収入

約23%減少

事業経営の根幹が揺らいでいます

管路の経年と更新の状況



(法定耐用年数を超過した管路延長 ÷ 管路延長) × 100

昭和の高度経済成長期に整備された水道管が多く、更新時期を迎えつつあります。
 (令和6年度で**約23%**の管路が布設後40年以上経過)

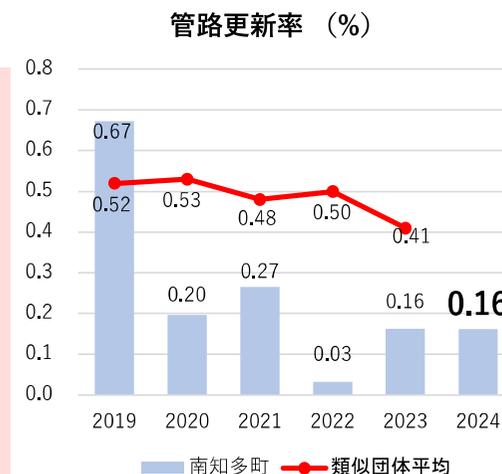
更新ペースが危機的に低い

現在の管路更新率は、年間**0.16%**です。

0.16%

このペースでは、全ての管路を更新するのに**600年以上かかります**。(全国平均でも133年)

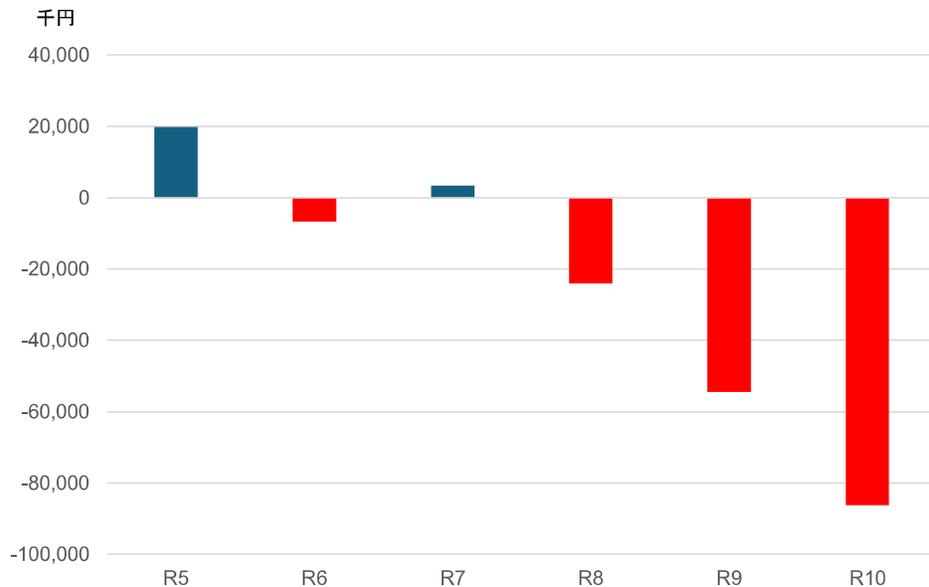
※基幹管路の耐震化率は78.3%
 基となる太い管路を優先して更新を行ってきた



(当該年度に更新した管路延長 ÷ 管路延長) × 100

※ 類似団体とは、給水人口規模の類似性に基づく総務省の水道事業者の区分をいいます。南知多町水道事業はA6区分（給水人口1.5万人以上3万人未満）となります。
 ※ 基幹管路とは、重要給水施設に供給する導水管、送水管、配水本管（400口径以上）をいいます。

純損益の推移



令和6年度決算では

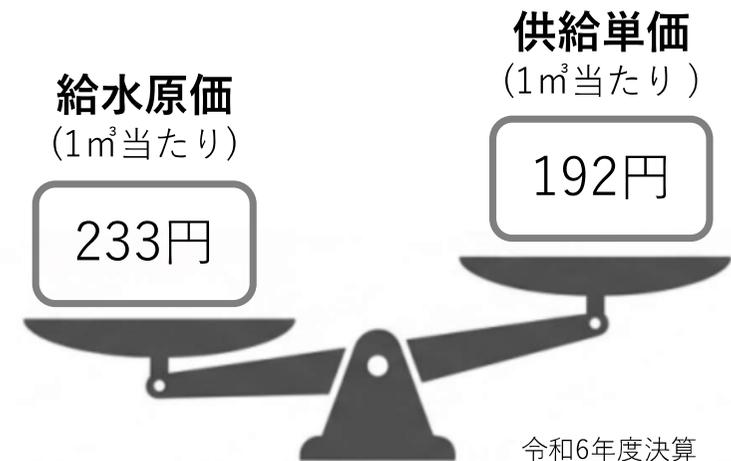
約7百万円の純損失(赤字)

が発生し、その後も赤字が拡大する見通しです。

※給水収益の減少、物価高騰(動力費、修繕費、薬品費など)が経営を圧迫しています。

給水コストが販売価格を上回る

「逆ざや」状態に



料金回収率

82.4%

財政シミュレーション:現行料金を続けた場合の資金残高



資金がないと…

- ・ 資金が枯渇するよりも前に、補てん財源が確保できず経営が破綻します
- ・ 非常災害時など、給水収益がない状態での事業継続ができません

将来の世代に負担を先送りせず、健全な経営を引き継ぐため、今、見直しが必要です。

なぜ「29.0%」なのか？

この改定率は、今後5年間(令和8~12年度)の赤字を出さず、最低限の運転資金(給水収益の6か月分)を確保するために必要な水準です。

改定率(全体平均)

29.0%

【5年間の安定化】

まずは5年間の経営安定を目指し、

改定率を**29.0%**に設定。

住民の皆様の急激な負担増を避ける「激変緩和」を最優先しました。

(参考:10年間の安定化)

より長期(10年)の安定には約39.3%の改定が必要と試算されましたが、一度の負担が大きすぎるため、今回はこの大幅な改定を見送りました。

※5年後に再度、経営状況を検証し、将来必要な見直しを検討します。

まとめ

本日のご説明の要点です。

1



厳しい現実

人口減少と施設の老朽化により、このままでは事業の継続が困難です。

2



公平性と安定性を高める

単なる値上げではなく、負担の公平性を高め、経営を安定させるための体系見直しです。

3



未来につなぐ

今回の改定は、将来にわたって安全・安心な水を皆様にお届けし続けるための改定です。